

# 國學院大學學術情報リポジトリ

東京招魂社・靖國神社行幸史

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野田, 安平 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002001071">https://doi.org/10.57529/0002001071</a>

研究ノート

## 東京招魂社・靖國神社行幸史

野田安平

## 一、はじめに

明治二年六月二十九日、東京府下九段坂上の旧幕府歩兵屯所跡において軍務官知事仁和寺宮嘉彰親王が祭主となり、戊辰・己巳戦役官軍戦死者招魂祭が齋行された<sup>①</sup>。すなわち、箱館の五稜郭開城後四十日にして急造された仮社殿に陣歿者の霊を鎮齋する東京招魂社<sup>②</sup>の鎮座祭であり、この東京招魂社は十年を経て「別格官幣社」に列格し「靖國神社」と改称された。今日の靖國神社はこの明治二年六月二十九日をもって創立日として以来百五十年が過ぎた<sup>③</sup>。

慶応四年五月十日の太政官布告には、

當春伏見戰爭以來引續キ東征。各地之討伐ニ於テ忠奮戰死候者（中略）、此度東山ニ於テ新ニ一社ヲ御建立、永ク其靈魂ヲ祭祀候様被仰出候。尙向後、王事ニ身ヲ殲シ候輩、速ニ合祀可被為在候間、天下一同此旨ヲ奉戴シ、益可抽忠節、且戰死之者等、其藩主ニ於テモ、厚ク御趣意ヲ可奉体認旨被仰出候事<sup>④</sup>（注・傍線と句読点は筆者）

とあり、当初、招魂社設置は京都東山に構想された。これが奠都した東京に建立の運びになったが、以後も累次の合

祀が想定されており、合祀の都度、祭神鎮座の日は異なるということになる。ゆえに靖國神社においては明治二年の創建の日をもって以後の例祭日とすることなく、この日を御創立記念日と称している。<sup>5)</sup>

この間、明治七年一月二十七日を初めてとし昭和五十年十一月二十一日まで、明治、大正、昭和の三代の天皇の行幸は合わせて三十七度に及び、これに三度の御名代の御参拝を加えれば、靖國神社祭神に対する天皇の「御親拝」の趣は合わせて四十度の多きを数える。

この四十度の行幸（御名代の参拝含む）については、『靖國神社百年史 資料篇中』の「第九 皇室と靖國神社」の章に年表が載るが、この年表で明らかなのは期日のみで、なぜこの日に御参拝があったかの理由は明記されていない。とくに昭和二十九年十月、同三十二年四月の行幸は、例大祭に近接または期間であるゆえに単に「例大祭に際して」と認識されることもある。しかしながら、創立以来靖國神社の例大祭には勅使が差遣されるのであり、天皇の行幸、御親拝が例大祭のゆえに行われたという説明は適切とは言えないであろう。<sup>6)</sup>

数ある行幸の趣旨についてそれぞれ明確に解説されたものを見ないが、わずかに戦後の靖國神社社報に、当時の権宮司の解説や過去の国会会議録の中に参考になる質疑がある。これまでの幾多の行幸にはそれぞれの理由（趣旨）や時代背景があったと考えられ、その状況によりいくつかに類別されると考えられるのである。

本稿では、四十度に及ぶ行幸（御名代御参拝とも）について、その都度の御趣旨（理由）がいかなるものであったかを明瞭にしてみたいと思う。

## 二、歴代天皇の東京招魂社・靖國神社行幸（御参拝）年表

まず初めに、東京招魂社創立以来の行幸について、『靖國神社誌』、『靖國神社略年表』、『靖國神社百年史』、社報『や

「すくに」などを参照し、ここに年表にして掲げる。また本稿に関連して参照すべき史実も載せる。

表 I 【歴代天皇の東京招魂社・靖國神社行幸（御名代御参拝とも）年表】

年月日	事歴	回数	類別
慶應 四年 一月三日	戊辰戦役始まる（京都・鳥羽口伏見口）		
慶應 四年 三月十四日	紫宸殿において「天神地祇御誓祭」（五箇条の御誓文）		
明治 二年 五月十八日	戊辰・己巳戦役終わる（箱館・五稜郭）		
明治 二年 六月二十八日	明治天皇、東京城馬場先門内「神祇官代」へ行幸 国是確立奉告の御親祭につき、当日に予定の招魂祭（東京招魂社創立）は急遽一日延期となる		
明治 二年 六月二十九日	東京招魂社創立（招魂祭勅使差遣・第一回合祀）		
明治 七年 一月二十七日	明治天皇行幸（例大祭当日。第一回合祀後最初の行幸）	1	①
明治 七年 八月二十八日	勅使差遣（佐賀の乱戦歿者合祀臨時大祭・第二回合祀） 以後、戦役事変において死歿せる軍人を合祀のたびに勅使差遣		
明治 八年 二月二日	明治天皇行幸（台湾征討戦歿者合祀臨時大祭・第四回合祀）	2	②
明治 一〇年 一月四日	明治天皇行幸（西南戦争戦歿者合祀臨時大祭・第八回合祀）	3	②
明治 一二年 六月四日	列格改称「別格官幣社靖國神社」		
明治 一六年 五月五日	維新前後殉難者を初めて合祀（第一三回合祀） このたびは高知県申達の土佐藩殉難者		

昭和一二年 <sup>(一九三三)</sup>	四月二七日	昭和天皇行幸（北清事変、満洲事変戦歿者合祀臨時大祭・第五一回合祀）	17	②
昭和九年 <sup>(一九三四)</sup>	四月二七日	昭和天皇行幸（満洲事変戦歿者合祀臨時大祭・第四八回合祀）	16	②
昭和八年 <sup>(一九三三)</sup>	四月二七日	昭和天皇行幸（満洲事変、維新前後殉難者合祀臨時大祭・第四七回合祀）	15	②
昭和七年 <sup>(一九三二)</sup>	四月二七日	昭和天皇行幸（台湾霧社事件、濟南事変、満洲事変戦歿者合祀臨時大祭・第四六回合祀）	14	②
昭和四年 <sup>(一九一九)</sup>	四月二六日	昭和天皇行幸（日清戦争、濟南事変、維新前後殉難者合祀臨時大祭・第四五回合祀）	13	②
大正一〇年 <sup>(一九二一)</sup>	四月二九日	大正天皇御名代（東伏見宮）御参拝（日独戦争、台湾擾乱戦歿者合祀臨時大祭・第四二回合祀）	12	②
大正九年 <sup>(一九二〇)</sup>	四月二九日	大正天皇御名代（閑院宮）御参拝（日独战役戦歿者、維新前後殉難者合祀臨時大祭・第四一回合祀）	11	②
大正八年 <sup>(一九一九)</sup>	五月二日	大正天皇行幸（鎮座五十年記念大祭）	10	⑥
大正四年 <sup>(一九一五)</sup>	四月二九日	大正天皇行幸（日独戦争、台湾擾乱戦歿者合祀臨時大祭・第三九回合祀）	9	②
明治四〇年 <sup>(一九〇七)</sup>	五月三日	明治天皇行幸（日露戦争戦歿者・戦傷病者合祀臨時大祭・第三三回合祀）	8	②
明治三九年 <sup>(一九〇六)</sup>	五月三日	明治天皇行幸（日露戦争戦歿者合祀臨時大祭・第三二回合祀）	7	②
明治三八年 <sup>(一九〇五)</sup>	五月四日	明治天皇御名代（伏見宮）御参拝（日露戦争戦歿者合祀臨時大祭・第三一回合祀）	6	②
明治三二年 <sup>(一九〇九)</sup>	一月五日	明治天皇行幸（日清戦争戦歿者戦傷病者並びに台湾・朝鮮の戦歿者合祀臨時大祭・第二五回合祀）	5	②
明治二八年 <sup>(一九〇五)</sup>	二月二七日	明治天皇行幸（日清戦争戦歿者合祀臨時大祭・第二二回合祀）	4	②



昭和二〇年二月一日	陸軍省、海軍省廃止され、靖國神社は新設の第一、第二復員省の管理となる		
昭和二二年一月二五日	戦後初めての宮司を侯爵筑波藤磨に任す		
昭和二二年二月二日	宗教法人令改正公布され靖國神社は宗教法人になる		
昭和二二年四月一日	初めて崇敬者総代を戦死者遺族など六人に委嘱 三十日の例大祭・合祀祭に予定の行幸、勅使差遣はGHQの指示で中止		
昭和二二年九月一八日	例大祭日改更(四月二十二日・十月十八日)につき聴許の旨、宮内大臣回答		
昭和二七年五月四日	講和条約発効と平和祈願のための臨時大祭(二日祭)に吉田茂内閣総理大臣の代理が参拝)		
昭和二七年八月一日	新制宗教法人法による「宗教法人靖國神社」設立		
昭和二七年一〇月二六日	昭和天皇行幸(講和条約発効に際して) 一七日 吉田茂内閣総理大臣参拝。以後昭和六十年に至るまで、戦前の例に倣い首相は主として春秋例大祭に参拝	34	④
昭和二八年一〇月一八日	例大祭に勅使差遣(御祭文奏上)を再興		
昭和二八年一月二六日	靖國神社奉賛会設立 会長・北白川祥子崇敬者総代。戦後停止されていた既合祀者遺族への合祀通知状を七月から全国各市町村あてに発送を始め、各市町村はこれに国鉄運賃五割引証を添えて遺族へ配送する。以後、未合祀者の合祀費用は奉賛会が募金する		
昭和二九年一〇月二九日	昭和天皇行幸(秋季例大祭第二日・第七六回合祀)	35	③
昭和三〇年四月二二日	例大祭に際し初めて本殿に真榊を献備 本殿向拝に内閣総理大臣、衆・参議院議長、厚生大臣、東京都知事(全国知事代表)、日本遺族会長より計六基		
昭和三二年四月一九日	厚生省が「靖國神社合祀事務協力要綱」を策定 以後毎年、戦死者、戦傷病死者、戦争関連公務死亡者、終戦時自決者、戦争裁判受刑者合祀に関する「事務要領(陸軍関係)」を各都道府県に送付、今後三年間に完了予定とする。 (海軍関係は厚生省直轄事務)		

昭和三二年 <sup>(一九五七)</sup>	四月三日	昭和三二年(春季例大祭・第八一回合祀)			36	③
昭和三三年	五月一日	財団法人日本遺族会が境内の靖國會館(旧国防館)から九段會館(旧軍人会館)に移転				
昭和三四年 <sup>(一九五九)</sup>	四月七日	合祀概了奉告の臨時大祭(第八五回合祀)に勅使差遣 昭和三十二年四月以降各回の合祀についても御祭文奏上あり、以後合祀祭に際しての勅使差遣を再興			37	③
昭和三四年	四月八日	昭和三四年(合祀概了奉告の臨時大祭)				
昭和三四年一〇月三日		御創立九十年にあたり御製を賜う				
昭和三四年一〇月四日		北白川宮能久親王・同永久王を合祀(五日、臨時大祭・勅使差遣)				
昭和三四年一〇月七日		朝鮮公族李鍋公の招魂式(一七日、靈璽奉安祭において合祀)				
昭和三四年一月五日		御創立九十年記念大祭				
昭和三四年一〇月一九日		昭和三四年(終戦二十年)			38	⑤
昭和三四年一〇月二〇日		昭和三四年(御創立百年記念大祭・一〇月七日御製を賜う) これよりさき御創立百年記念事業の靈璽簿奉安殿新築につき金一封を賜う			39	⑥
昭和三五年 <sup>(一九七五)</sup>	一月二一日	昭和三五年(終戦三十年)			40	⑤
昭和三五年 <sup>(一九七五)</sup>	七月一日	宮司を松平永芳に任ず 初めて宗教法人靖國神社社憲、同規則に基く宮司推薦委員会の推薦による				
昭和三六年 <sup>(一九八五)</sup>	八月二五日	中曽根康弘内閣総理大臣の公式参拝				
平成元年 <sup>(一九八九)</sup>	一月二五日	昭和大修築として本殿解体修築工事竣成し本殿遷座祭(諒闇中につき勅使差遣なし) 二六日、本殿遷座奉幣祭に御幣吊料を賜う				

## 三、行幸（御名代御参拝）の類別

前項の年表によって四十度を数える行幸（御名代参拝）の趣旨を考察すると、表Ⅰの最下欄に記したように六類に区別できる。ここに六類に分けられる行幸の理由と推察される趣旨を別に一覧にし、それぞれについて以下に考察する。尚、本稿において御名代（じみやだい）の御参拝を天皇の行幸と同義として類別するには理由がある。本来、行幸がある日に天皇御自身がこれをなし得ない事情があったときに御名代が立てられたのであり、そのことから本来その日の行幸の理由はいかなるものであるかということに、より注意が向かうことになるからである。

表Ⅱ【行幸（御名代御参拝）の類別】

類別	計四〇度	行幸の理由と推察される趣旨	年次
①	一度	東京招魂社創立（鎮座・第一回合祀）	明治七年
②	三二度	戦役事変の新祭神合祀臨時大祭（合祀）	明治八、一〇年、二八年、三一年、三八年（御名代）、三九年、四〇年 大正四年、九年（御名代）、一〇年（御名代） 昭和四年、七年、八年、九年、十二年、一三年から二〇年は毎年二度
③	三度	戦後の合祀事務の進捗（合祀）	昭和二九年、同三二年、同三四年
④	一度	講和条約発効（新制宗教法人）	昭和二七年
⑤	二度	大東亜戦争終戦よりの周年	昭和四〇年、同五〇年
⑥	二度	鎮座後の式年	大正八年、昭和四四年

## ① 東京招魂社創立（鎮座・第一回合祀）

一度

明治七年

東京招魂社を管理した陸軍卿山縣有朋、海軍卿勝安芳が奏請したかはさだかではない。創立より五年をへてこの時期に行われたことについては、そもそも天皇の神社参拝というきわめて特別のことであり、近代の神道史において御祭の制度に即して見るべきでもあろう。しかし神社参拝というものの東京招魂社は近時の戦死人臣を祀るところであり、神祇官の関与もありながら初めから旧来の神社制度の範囲にあつたわけではない。

明治七年一月二十七日初めての明治天皇行幸は、招魂社創立時の第一回合祀者三、五八八柱のための御親拝である。この際に赤地、青地の大和錦各一疋の御幣物を賜り、

御製

我が国のためをつくせる人々の名も武蔵野にとむる玉かき

の宸書をのちに陸軍卿山縣有朋に下賜された。ここに招魂社の来歴に示される意義が確定したと理解できる。

政府首脳の米欧回覧が終り、改暦、殖産興業、富国強兵（明治六年徴兵令施行）の諸施策が進められるころ、あるいは明治六年の政変といった政府部内の混乱収束をみた時期に明治天皇の招魂社行幸は、慶応四年の天神地祇御誓祭、明治二年神祇官代行幸に続く国家祭祀に見る近代日本の序章の最終段落にあつたと言える。たまたま鳥羽伏見開戦以来、仏教でいう七回忌の年にあたるが、仏式を意識したものではなからう。神道史における見方とともに、さらに軍隊（西洋式）の戦死者に対する儀礼として、軍事史における見方との両面から検討されるべきと考えられる。<sup>1)</sup>

招魂社建立もこの年の行幸も官軍戦死者に対するものであれば、戊辰戦争後の論功行賞がこの時期までに終わったと言える。東京招魂社においては管轄が軍務官から兵部省を経て陸・海軍省の共管に移り、本殿はすでに竣工し、付属

の神饌所、奏楽所も完備し境内の整備は進みつつあった。

一方、この最初の東京招魂社行幸について、戦後、靖國神社を国家神道の中心にあったものとして批判的に論じた宗教学者村上重良が『慰霊と招魂』の中で次のように述べている。

天皇が「臣民」を祭神とする宗教施設にみずから参拝することは、古代天皇制の成立いらい空前のことであり、内戦における天皇軍戦没者にたいする破格の処遇を意味していた。<sup>12)</sup>

すなわち、明治天皇の東京招魂社行幸は、古来皇室の祭祀になかった「臣民」を神として祭りその神社に天皇自身が参拝することで、戊辰戦争における官軍賊軍の政治的峻別がされたと著者（村上重良）は理解する。戦争が終わって五年経過という当時にあつては、このように政治的な観点からする認識がまったくなかったわけではなからう。しかしながらこれを以て結論とするのは、昭和二十年敗戦後の政治的価値観の変化に乗じたあまりに短絡的な見解と言いたい。

視野を広げてさらに考えを進めてみたい。すでに明治二年九月には戦役終結三か月にして叛逆とされた諸藩の藩主の謹慎が宥され、五年一月には廢藩置県後も収監されていた榎本武揚や大鳥圭介らはいついで釈放され、有用の人と認められてそれぞれ政府に出仕した。七年八月十八日、賊名を帯びて死した人々の祭祀が公認され、翌年には上野に彰義隊墓碑、箱館に碧血碑が建った。<sup>13)</sup> 明治天皇の初めての東京招魂社行幸ののち、いわゆる賊軍戦死者の祭祀の公認はこれと軌を一にしていると言えないだろうか。明治天皇の臣民靈魂に対する親拝とその場所（招魂社）へ赴く行幸は、官軍賊軍の名義に拘らず、死者の靈魂に対し天皇が拝礼するという作法を視覚的にも国民に知らしめることでもある。古来の祖先崇拜、いかなる死者をも追悼するという日本人の普遍的な觀念を、近代日本の新たな社会構造のなかに具現化したと言えるのではなからうか。十九世紀半ば頃から世界に近代国民国家が成立しつつあるなかで、

極東の日本は逸早く中央集権の国家体制を整えた。その初期に招魂社を創立し天皇が行幸したということは、国家元首が国民戦歿者を直接に追悼するという今や世界各国で普遍的に行われることが、この明治天皇の最初の行幸において始まったとも言えよう。<sup>14)</sup>

招魂社創立のゆえをもつての行幸は、基本的には次の②の類別と同義であるが、右に述べた如く他に特別の意味を考へるべきことが多く、ここでは単独に数える。

## ② 戦役事変の新祭神合祀臨時大祭（合祀）

### 三一度

明治八年、同一〇年、同二八年、同三一年、同三八年（御名代）、同三九年、同四〇年

大正四年、同九年（御名代）、同一〇年（御名代）

昭和四年、同七年、同八年、同九年、同一二年、同一三年から二〇年は毎年二度

この行幸はみな国権の発動たる戦役、事変の戦歿者の合祀臨時大祭に際してである。

明治八年は明治維新後に初めて海外出征した台湾征討における合祀、同十年は西南戦争の合祀に際してである。

その前後に佐賀、神風連、萩の乱などの局地的内乱鎮定があり、また朝鮮では日本公使館が襲撃される事件が起きているが、これらの戦歿者の合祀に際しての行幸はない。

明治二十八年の日清戦争においては、その初回の合祀に際して行幸があったが、この戦役の二、三回目の合祀者は少数だったため例大祭に合わせて合祀が行われ、行幸はなかった。しかし、明治三十一年の合祀は日清戦争の全戦歿者の九割を占めると言われる戦地での病歿者を「特別ヲ以テ」合祀されることとなり、この時に際してあらためて行幸があったと思われる。

日露戦争においては初回の明治三十八年の合祀臨時大祭には行幸ではなく初めて御名代が立てられた。これより先、明治二十八年以降は皇后の靖國神社行啓も例となるが、『明治天皇紀』によればこの三十八年は天皇皇后の行幸啓が予定されながら、当日両陛下ともに「御違予」となった。天皇の御名代は伏見宮貞愛親王に仰せつけられた。翌三十九年、四十年の合祀臨時大祭には続けて行幸があった。但し四十一年の合祀で行幸がないのは山階宮菊麿王薨去につき御喪中<sup>⑤</sup>だったためと考えられ、またこれ以降もないのは戦役後の時間経過あるいは合祀事務そのものが、前回までの遺漏に対処するなどの実情が関係していると思われる。

この時期はまだ合祀のたびごとに行幸があることにはなっていないが、大正天皇の時代になりやや状況が変るように見える。

第一次大戦（日独戦争）関係の合祀祭については初回に行幸があったが、一回おいて大正九年と同十年に御名代が立てられた。これはこの時期に大正天皇が御不例がちであったこと、そのことから合祀祭と御親拝のことが陸・海軍関係者に意識づけられ、日露戦争当時を前例とするいわば「制度」としての御親拝というべき考え方が生じていたのではないだろうか。但し、同年十一月に皇太子裕仁親王が摂政となるに至り、十四年、十五年の合祀祭（第四十三回、第四十四回合祀）には、天皇の御親拝が叶わなくなるうえは御名代が立てられることもなかったであろうと思われる。

昭和になると支那大陸における済南事変、満洲事変、支那事変、そして大東亜戦争の間に継続する合祀祭には原則的に毎回になり、昭和二十年の終戦を迎える。但し、昭和十年四月は折しも訪日中の満洲国皇帝の来遊日程がかさなったこと、昭和十二年四月はいまだ二二六事件の戒厳令が東京に布かれていた最中であることなどが考慮されて行幸はなかったであろう。

特別なことでは、昭和二十年十一月二十日の行幸がある。終戦直後の異例として行われた未合祀者の霊簿調製なきままに招魂する臨時大招魂祭に際して、靖國神社本殿ではなく境内の招魂齋庭に臨時に設営された「招魂殿」に対する御親拝であった。この事実こそは単に本項②に論じる趣旨のみならず、前項①から次項③の類別の趣旨、すなわち新たに祀られた合祀祭神に対する御親拝としての行幸の意味が最も明確に示されていると言いえよう。

### ③ 戦後の合祀事務の進捗（合祀） 三度

昭和二十九年、同三二年、同三四年

昭和二十年、ポツダム宣言受諾により靖國神社を管理する陸・海軍省は廃止されることになり、替って靖國神社を新たな管理主体（内務省を候補）に移管する方が模索される中、GHQによる神道指令により神社を国家が管理するのが不能となった。陸・海軍省の業務を引き継いだ第一・第二復員省は靖國神社を他の神社同様に、GHQの神道指令によって新たに制定された宗教法人令に基づく宗教法人として政府から独立せしめ、神社及び祭祀の継続を企図したのである。<sup>16</sup> その主たる目的は中途に停滞している今次大戦の戦死者合祀の完遂であり、それは創立以来の神社の単純な存続ということ以上に強く認識された。<sup>17</sup> 政府機関を民間に払い下げる如き意図ではなく、法人格を取得せしめて終戦を境に既合祀と未合祀の差別なき公平なる祭祀の継続が望まれたからにはかならない。

占領下においてはGHQの黙認のもと合祀は進められていたが、占領終了によりいよいよこれを公然としようとしたとき、新憲法のもとで政府は靖國神社に合祀費用を支出できない。靖國神社は昭和二十八年十一月に「靖國神社奉賛会」を設立し、その費用（当時二億円と見込まれた）の全額神社負担の方途を講じた。ひろく国民からの浄財を募るが、この年六月には財団法人日本遺族会が発足しており、靖國神社奉賛会の会員組織は各県、市町村の遺族会の協

力によった。いわば「戦傷病者及び戦歿者遺族援護法」により公的扶助を受けている戦歿者遺族自身が、合祀の費用を自己負担するとも言える機構が組織されたのである。<sup>18)</sup>

肝心の問題は、靖國神社が独自に取得できない戦歿者氏名等の情報である。神社においては奉賛会発足に先立つ九月、従来の調査部を拡充した臨時調査部を別に発足して合祀者名簿の編成に取り組むが、それで状況が進展するわけではなかった。本来靖國神社の存続を企図した第一・第二復員省の業務を継承する厚生省援護局においては、憲法の政教分離の規定に抵触しないよう戦歿者の名簿情報を神社の求めに応じて提供する仕組みを講じた。これが、昭和三十一年四月十九日に厚生省引揚援護局長から各都道府県をへて全国の世話担当部署に通知された「靖國神社合祀事務協力要綱」である。<sup>19)</sup>ここに向こう三カ年で合祀を完遂するという計画が進捗することになった。まさに、終戦時に陸、海軍省が靖國神社存続の方途を考え、第一・第二復員省（大臣は幣原喜重郎内閣総理大臣が兼任）管理下において宗教法人登記を行った目的の大部分が達成されたと言えよう。

戦後の靖國神社と国、遺族の三者の動向を見れば、昭和二十九年十月の例大祭（併せて合祀祭）期間中の行幸は国民的「靖國神社奉賛会」発足後最初の合祀を機になされたこと、次の昭和三十二年四月の例大祭期間中の行幸は厚生省による「靖國神社合祀事務協力要綱」に基づく最初の合祀を機になされたこと、ついで昭和三十四年四月の臨時大祭期間中の行幸は官・民・神社が協力して今次大戦の未合祀者の合祀を概了したのもってなされたことが明瞭になるのである。

この間、昭和三十年四月の例大祭に戦後初めて、本殿の木階下（石壇上）に根付の大真榊が献備され、以後慣例になる。その奉献者は内閣総理大臣・衆議院議長・参議院議長・厚生大臣・東京都知事・日本遺族会長であった。これは単に篤志者が個別に奉納したのではなく、現下の行政府・立法府の長、旧陸、海軍大臣の職掌の残務（引揚援護

の一環としての靖國神社合祀)を継承する厚生大臣、当時靖國神社奉賛会東京都支部長を兼ね全国の首長を代表する東京都知事、そして財団法人日本遺族会長が全遺族を代表しての意味が理解できる。戦後の靖國神社の例大祭に宮中より勅使差遣の儀もすでに復興し、戦後(独立後)の靖國神社例大祭は創立以来変わらぬ戦歿者追悼の国家的公共的な性格を表面に回復したのを象徴すると理解できる。

こうした理解の参考になるものに、昭和三十年七月二十三日の第二二回国会・海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会に、今後の戦歿者靖國神社合祀に関する参考人として招致された池田良八靖國神社権宮司の答弁がある。池田権宮司は出席委員の質問に対し、次のように答えている。<sup>20</sup>

戦前は、合祀祭でございますが、臨時大祭が春秋ありまして、そのときに新たに合祀されましたまに對する御親拝のように承わっております。戦後の御参拝になりましたときは、講和条約が発効いたしました直後に御参拝をいただきました。そういったお心持から御参拝になったのではないかと思ひます。それから、昨年は、この奉賛会の募金によりまして、遺族の代表を呼びまして、靈璽の奉安のお祭りをする、その第一回のお祭りであつたものでありますから、御参拝をいただいたのであります。しかしながら、お気持は前と同じお気持で御参拝になつておられると拝察いたします。終戦のときの詔書にありましたように、戦死なされた方々またその遺族の方々に氣の毒だとおっしゃつた、あのお心持から御参拝になつておるものと思ひます。(注・傍線は筆者)

この池田権宮司の答弁にある「奉賛会の募金によりまして、遺族の代表を呼びまして、靈璽の奉安のお祭りをする、その第一回のお祭り」という説明は明瞭にして示唆的である。すでに宗教法人となつている靖國神社が新たに奉賛会を組織しその募金により合祀(靈璽奉安)が可能になつた。その最初の祭儀に際して天皇の行幸があつたというのは、単にその回の合祀にとどまらず、戦後の靖國神社運営のありかたがここに確立したことを宣明する意義を有す

ると言えよう。これにより次の昭和三十二年、三十四年の行幸の意義もまた明瞭になるのである。

ここまで見てきた類別の①②③はそれぞれ状況を異にするかに見えて、その実はゆくりなくも勃発した戦役、事変における戦歿者を新たに合祀するにあたり、天皇がみずから祭祀されるとの意義に他ならない。この趣旨と解される行幸は明治七年に始まり昭和三十四年四月の合祀概了臨時大祭をもって最終となる。合わせて三十五度である。

続く類別の④⑤⑥は、以上とは趣を異にしている。

#### ④ 講和条約発効（新制宗教法人） 一度

昭和二十七年

昭和二十七年四月二十八日に講和条約が発効し、我が国は主権を回復した。政府は新憲法発布の記念日五月三日に平和条約発効および憲法施行五周年の記念式典を皇居前広場で行うが、その前日に新宿御苑で天皇皇后御臨席のもと初めての戦歿者追悼式を挙行した。靖國神社では翌四日、「講和条約発効および平和祈願の臨時祭」を齋行する。そしてこの年十月十六日の靖國神社行幸は、五月に政府がいわゆる無宗教式なる追悼式<sup>21</sup>を行ったのに伴い、その対照として靖國神社御親拝になったと解される。

講和条約発効後初めての例大祭は十月十七日夕刻の清祓に始まった。行幸がその期間中でなく前日になったのは、十七日は宮中神嘗祭、十八日からは地方行幸の日程があるためだったと察せられる。当時、神社としては例大祭期間中の行幸を仰ぎたい考えがあったのか定かでない。しかし結果として例大祭に先立つ昭和天皇の行幸は、この年八月一日に新制宗教法人法に基づく宗教法人になった靖國神社にまず天皇の御親拝があり、次いで吉田茂首相の参拝（十七日）があり、しかして独立後最初の例大祭齋行となったのである。翌年秋季例大祭からは勅使参向、御祭文奏上も

再興された。

昭和天皇のこの行幸がまずあってこそ、類別の③にみた昭和二十九年の靖國神社奉賛会発足と昭和三十二年の厚生省の靖國神社合祀事務協力要綱にそれぞれ関わりが考えられる二度の行幸に連続していると見れば、その意義はきわめて重大になる。

翌十一月発行の社報『やすくに』には、この日の行幸の模様を次のように報せている。<sup>(22)</sup>

かくて滞りなく御親拝を終へさせられた両陛下には御帰還の途につかせられたが、齋館玄関前に奉送申上げる北白川祥子様始め各崇敬者総代、鈴木孝雄前宮司、各都道府県会長等に御会釈なさりつつ御車近くへ進まれた時、感極つた遺族の中から期せずして万歳の声があがった。陛下は立止まられて御帽子を高くお振りになる。二度、三度湧きあがるやうにあがる万歳の声、高く高く双手をあげながら遺族の頬には涙が光つてゐたし、陛下の御顔も紅張して居られた。戦後七年混乱の中を生きぬいて来た遺族のこらへにこらへた感動が爆発して万歳となる中を両陛下御同車の御車は静かに神門を遠ざかつてゆき、遺族達はいつまでも立ちつくしてゐた。

また、同じ号の池田良八権宮司の『今秋の例大祭に奉仕して』と題する文章には、

「<sup>(1)</sup>之で私<sup>(2)</sup>ども遺族は片身が広くなつた」。之は<sup>(3)</sup>この秋の例大祭に参拝された遺族の言葉である。例大祭に先だつ十月十六日両陛下の行幸啓を拝した人々の気持である。この気持は恐らく全国の遺族総てが、同じく感じられた感激であらう。それに引続いて執行された例大祭には、例年より数倍の遺族の方々が参拝されたのは、この感激の為であつたと思ふ。此の感激は遺族の方々ばかりでなく、広く国民の間に湧き出で例大祭五日間早朝から夜晩<sup>(4)</sup>くまで、境内の玉砂利を踏む参拝者が絶間無く続いた状況は、まことに終戦以来の記録であつた。明治二年六月

二十九日御創立以来、三十一回の行幸を賜つてゐる。その中明治七年一月二十七日例大祭当日の御儀、大正八年

五月二日御創立五十年祭第二日の御儀、今回の例大祭に先だつ御儀と、この三回の他は合祀祭（臨時大祭）に際しての思召であつた。このやうに過去の行幸を拝して偶々感ずることは、例大祭に際しての行幸は明治七年と今回の二回を拝するのであるが明治七年は新しい政府の基礎が漸く出来、諸政一新、近代国家としての日本が出發した時代であつた。今回は不幸にして戦に敗れた結果、七年もの間占領下にあつた日本が、講和条約によつて獨立の国家となつて、國際間の仲間入が出来るやうになつた時である。即ち新しい日本建設への出發の年である。前者は大なる希望を以て近代国家への出發であつたが、後者は悲願としての新日本建設への出發である。今秋偶々行幸啓を拝する例大祭の奉仕を終へて、行幸を拝した明治七年一月二十七日の例大祭に思ひを及ぼし、明治のその時代を追憶し、今の世を考へる時感無量なるものがある。最後に行幸啓に感激して例大祭を迎へた遺族の方々と共に、御祭神の御心を心として、平和日本の建設を祈り上げる。（注・傍線は筆者）

池田権宮司のこの文章は靖國神社の行幸史をたどつて概ねその意義を簡潔に説明されている。「明治二年六月二十九日御創立以來、三十一回の行幸を賜つてゐる。その中明治七年一月二十七日例大祭当日の御儀、大正八年五月二日御創立五十年祭第二日の御儀、今回の例大祭に先だつ御儀と、この三回の他は合祀祭（臨時大祭）に際しての思召であつた」と述べているのはもちろん昭和二十七年十月現在までの度数である。ただここに「合祀祭（臨時大祭）に際しての思召」と述べるならば、御親拝がかなわなかつた日に「御名代」の御参拝があつたことも言うべきであろう。「今回」を「例大祭に際して」という説明は、本稿で述べていることに照らして十分な説明とは言えない。しかし、この文章はまさに昭和二十七年の当時の事実と感激のうちに書かれたものであり、今日歴史的に遡つてみている視点と異なっているのは当然である。

戦後靖國神社が新たな出発点にたつた時点における最初の昭和天皇の行幸は、池田権宮司も対比している通り、

かつて明治天皇の最初の行幸において我が国の戦歿者慰霊の方式を確立せられたことが、新憲法下の戦後も変更なく靖國神社祭祀の公的、公共的性格が持続していることが確認されたことと理解できるのである。

### ⑤ 大東亜戦争終戦よりの周年 二度

昭和四〇年、同五〇年

独立と同時に「戦傷病者戦歿者遺族等援護法」の制定や軍人恩給が復活し、終戦二十年の昭和四十年、終戦三十年の昭和五十年はまた戦歿者追悼や遺族の扶助に特別の思いが籠められる周年であった。<sup>23</sup> その意味では、終戦の十周年ごとを理由とする行幸は、本来明治維新以来の殉国者を祭祀する靖國神社について言えば、今次大戦のみを顧慮したもので、かような趣の行幸はかつてなかった。いわば戦後の社会的状況が反映された趣旨によると解し得よう。

その前に昭和三十年は終戦十周年にあたるが独立後まもなく、占領下において停止していたさまざまな戦後施策が急速に進展してゆくときである。すでに昭和二十八年からは海外戦跡地から戦歿将兵の遺骨が送還されつつあるも、奉安（埋納）施設の設置計画はようやく緒につく時期である。回顧的に終戦十周年とする意識より、今まさに戦後の諸課題に対峙する国内状況で、二十七年、二十九年の格別な事情での行幸に続く発議には至らなかつたのであろう。

さきに昭和二十七年、戦後初めての政府主催の戦歿者追悼式を今次大戦の戦歿者にかぎって対象とした合同慰霊祭は、政府が主体となつて戦歿者を靖國神社に合祀しなくなつた戦後の事情に対応するもの、として理解することもできる。そしてあたかも東京オリムピックの前年の三十八年八月十五日以来、政府が毎年行ふ「全国戦歿者追悼式」<sup>24</sup>は、戦前の靖國神社例大祭に相当するものとなるのである。

終戦十周年ごとの靖國神社行幸はあくまで政府の戦歿者追悼のありかたに連動し、これに対照していると解し得よ

う。戦後の行幸、御親拝があくまで「公的」な意味を基礎としていることがここにおいても強く認識されるのである。

ところが、昭和五十年十一月二十日、参議院内閣委員会において、翌日に予定されている靖國神社行幸を問題視する委員（野党議員）の質問があった。<sup>25</sup>これに対し政府委員として出席した富田朝彦宮内庁次長（当時）が午前午後を通じて三十回に及ぶ答弁に立ったが、この場において吉国一郎内閣法制局長官が、「天皇の靖國参拝は憲法第二十条第三項の重大な問題になる」と答弁をした。現憲法下の昭和二十七年に戦後初めてなされて以来七度目にして、ここで天皇の靖國神社行幸は政治問題とされたのである。<sup>26</sup>平成二十六年に公開された『昭和天皇実録』には昭和五十年十一月二十一日の行幸について、

終戦三十周年に当たり、同社より御参拝の希望があり、また昭和四十年十月には終戦二十周年につき御参拝に  
なつた経緯もあつたことから、私的参拝という形で行われた。

と記し、さらに

なお靖國神社への御参拝は、この度が最後となつた。

と付記している。<sup>27</sup>

## ⑥ 鎮座後の式年

### 二度

大正八年

昭和四四年

明治四十一年に制定された皇室祭祀令では、先帝以前の歴代天皇の式年（崩御の年より起算）は、「三年五年十年

二十年三十年四十年五十年百年及爾後每百年」と定めている。一方、大正三年に制定された「官国幣社以下神社祭祀令」には、神社の鎮座、創建に由来する式年に関する規定はなく国家の幣帛供進の制度もなかった。

さりながら大正八年五月二日を選んで齋行された靖國神社鎮座五十年記念祭に際し、その第二日に大正天皇の行幸があった（同日午後、皇太子裕仁親王行啓）。これは明治四十二年の樫原神宮鎮座二十年に際し、特に奈良県知事が「奉幣使」として参向した例とは全く異なる殊遇だった。勅使差遣、幣帛供進はないが、天皇が行幸されるという殊遇は特別のうえにも特別であった。<sup>28</sup> 時あたかも第一次世界大戦が休戦となり、この年六月二十八日のヴェルサイユ条約調印を目前とする時期でもある。いまだ戦時下である状況も勘案されたのかもしれない。

昭和四十四年は、靖國神社がいよいよ創立以来百年を迎え、同年十月の秋季例大祭の日程にあわせて「御創立百年記念大祭」を齋行した。やはり宮中には鎮座式年ゆえの神社行幸の先例はない。<sup>29</sup> 戦後の靖國神社の創立百年にあたっての行幸は、大正八年の鎮座五十年記念祭の先例が至って考慮されて実現したものと察せられるのである。<sup>30</sup>

#### 四、むすび

本稿では、歴代天皇の靖國神社行幸（御名代御参拝とも）の趣旨（理由）を明瞭ならしめようと思ひ、その四十度におよぶ例を年表に表すことにより、六類の区別になることを知った。

①東京招魂社創立・第一回合祀に際して、②戦役事変の戦歿者合祀臨時大祭に際して、③戦後合祀事務の進捗に際して、となりこれらはみな歴代天皇在位中の戦役事変にかかる祭神合祀に直接かわるものである。これに対し④講和条約発効に際してと、⑤大東亜戦争終戦十周年ごとに際してはともに戦後の国家の情況によるのであるが、天皇がなお直接に靖國神社における戦歿者の慰霊、祭祀の場にお立ちになることと理解できる。⑥鎮座五十年、百年の式年

については、神社の鎮座式年の行幸として、明治神宮のほか例がない<sup>(31)</sup>。勅使が参向する例大祭を始めとして月々の祭祀が未永く続けしめられることを、当代の天皇みずからが表徴されるものと理解できる。

言うまでもなく天皇の御親拝はひとえに天皇の時々発意、思召しによって行われるのであるから、本稿で試みた類別のごとく、それが度を追うて制度化していると述べるには憚りがある。東京招魂社・靖國神社の行幸は、前例にも拠りながら、国家非常の時々天皇御自身の心意が表明されたことであるというのは本論の前提にある。

御創立より三年の後、明治五年五月に竣工する本殿（中陣）には、今日「上段の間」と称される一段高い設えがある。他の神社には例のないこの「上段」は、当時すでに定式となつている例大祭のたびに参向する勅使の拝座としてか、あるいはやがて明治天皇が行幸になるのを予定して設計されたものかは定かでない<sup>(32)</sup>。行幸のあつた日にこの上段を「玉座」と称した事実があり<sup>(33)</sup>、本殿の建築設備の点より見て、靖國神社は常に御親拝があること、その本殿はすなわち天皇常在の場所とする認識が当初からあつたと理解できるのである。

令和元年八月十三日に一部の報道機関が、靖國神社が「極めて異例の『行幸請願』を宮内庁に行い、断られていた」と報じた。しかし事実として請願があつたのではなく、「異例の『行幸請願』が何を指すかも判然としない<sup>(34)</sup>。

この前年、平成三十年十二月二十三日は上皇陛下が翌年四月末日の讓位を予定されて最後の天皇誕生日の祝日となった。これにさきだつ二十日、宮殿石橋の間において宮内記者会の質問にお答えになるなかで、次のようにお述べに<sup>(35)</sup>なられた。

先の大戦で多くの人命が失われ、また、我が国の戦後の平和と繁栄が、このような多くの犠牲と国民のためにならぬ努力によって築かれたものであることを忘れず、戦後生まれの人々にもこのことを正しく伝えていくことが大

切であると思ってきました。平成が戦争のない時代として終わろうとしていることに、心から安堵しています。

靖國神社創立以来の行幸のほとんどは、ゆくりなくも勃発した戦争で戦死した国民を、その当代の天皇が合祀する際になされたものである。戦争がなかった時代に天皇陛下が戦死者を靖國神社に合祀することはなかったものであり、しかればそのことに際しての行幸はなかったたのである。この行幸がなかったということ、ここにまた大きな意味を見出すのである。

本稿においては歴代天皇の行幸について、靖國神社の公刊事歴資料からのみ考察した。行幸のあった合祀祭は原則的には臨時大祭として行われたが、例大祭の日程において合祀（招魂式）が行われた例もある。これらの区別が異なる事情にあったかというのも、本論を検討するうえで重要な視点のはずだがその事までは論じなかった。その点も含めさらに宮内省、陸・海軍省の記録を参照することでなお新たな知見を得られると思うが、これは今後の課題としたい。

### 註

- (1) 慶応四年一月三日（一八六八・一・二七）京都の鳥羽・伏見開戦に始まり、翌明治二年五月十八日（一八六九・六・二七）箱館の五稜郭開城により終息した戦役（単に戊辰戦争とも称する）において、朝廷による招魂祭は東征大総督が慶応四年六月二日江戸城西の丸大広間で、神祇官が七月十日・十一日京都河東操練場で、会津征討越後口総督が十月十三日新発田城で、青森口兼箱館口総督が明治二年五月二十一日箱館大森浜で、あわせて四度の陣中招魂祭を行っている。この四度の招魂祭のちに東京招魂社鎮座當時に年四回の例大祭が定められたのに対応している。

- (2) 一般に「東京招魂社」は靖國神社の前身の称として通用しているが、創立当時の太政官の御沙汰書や明治六年以降使用される事務用罫紙には「招魂社」と記載、印刷されている。これを以て靖國神社改称前の正式社号は「招魂社」だったと言うべきかどうか

か。創立当初に社号の制定はなかった。明治八年に内務省は各地にその名称をまちまちにする招魂場をすべて「招魂社」に統一した。それよりも早く「東京招魂社」は各地の公文書に見られ、明治十二年列格改称の太政官布告も「東京招魂社」としている。

- (3) 令和二年十月十八日の秋季例大祭当日祭に続く十九日、二十日に「靖國神社御創立百五十年記念大祭」が行われた。
- (4) 『太政官日誌』第一卷（石井良助編 東京堂出版 昭和五十五年）八三頁。「太政官日誌」第十九号に載る同日発出の布告三通のうち一つは「豊太閤ノ社御建立」、あとの二つが嘉永六年以降の国事殉難者合祀の「祠宇」、慶応四年鳥羽伏見開戦以来の戊辰戦争戦歿者合祀の「一社」建立のことであった。

- (5) 靖國神社の鎮座周年記念の考えかたは、明治四十二年三月に宮司に就任したばかりの賀茂百樹が、同年六月に陸軍省に上申したものが最初と思われる。すなわち「本月二十九日ハ創立滿四十周年ノ記念日ニ相當ニ付、中祭ノ例ヲ以テ祭典執行致度」と提唱した。但し、このときは否決されている。『靖國神社百年史 資料篇 上』一一七頁

- (6) 『昭と天皇実録 第十一』（宮内庁編、東京書籍、経制二十九年）。昭和二十九年十月十九日条に、  
「靖國神社秋季例大祭、第二日祭に当たり、御参拝のため、午前十時五分皇后と供に御出門になり、靖國神社に行幸される。同社齋館において御手水の後、拝殿においてご拝礼になる。」

と記している。この文章では、この日の行幸の理由が「例大祭に御参拝のため」と読める。尚、「拝殿において」は「本殿において」の誤りである。

- (7) 『靖國神社誌』（靖國神社、明治四十五年）

『靖國神社略年表』（靖國神社社務所、昭和四十八年）

『靖國神社百年史』全四冊（靖國神社、昭和五十八年―六十二年）

『靖國神社問題資料集』（国立国会図書館、昭和五十一年）

『新編靖國神社問題資料集』（国立国会図書館、平成十九年）

社報『やすく』（靖國神社社務所、昭和二十六年創刊）

- (8) 維新前後殉難者は明治天皇即位、王政復古以前の殉難死であって、封建制下のその時点での追悼の公的主体は幕府または藩主にあった。明治維新後に太政官は、京都東山に祠宇を建立してこれら維新前後殉難者を祭祀すると予告した。それが行われないうままだったことについて、明治八年以降に、東京招魂社に合祀すべきという建議がなされた。これは東京招魂社の来歴に新たに付随す

る、いわば後年に戦傷病死者の合祀で言われる「特別ヲ以テ」に相当すると考えうる。明治十六年の旧土佐藩関係者に始まり同二十一年の旧長州藩関係者の合祀で概して維新前後殉難者合祀は、旧藩ごとに数次にわけて施行された。いつ終期を迎えるか定かでない実情において、その初回に御親拝になるとすればのちに公平性に関する議論が生じるであろう。行幸の奏請はこの場合は内務大臣が発議すべきであるから、陸・海軍両省常務の招魂社の管轄権に絡めて、積極的に行幸の奏請は企図されなかったのかもしれない。

(9) 各地の聯隊区で保管された陸軍軍人の「兵籍簿」は戦後各都道府県に移管され、各鎮守府で保管された海軍軍人の「履歴」は厚生省援護局に移管されている。

(10) 「御名代」は天皇、皇后の代理として皇族に仰せつけられるもので、「皇族御差遣」の場合は「お使い」であるが、「御名代」の神社御参拝に際しては祭式、御作法は天皇、皇后の行幸啓の際に同じである。

(11) 明治三年九月東京越中島、同四年四月駒場野における徴兵、御親兵の訓練御覧、明治六年四月には鎌倉における初の陸軍野営演習などに明治天皇の行幸があった。鎌倉の演習では天皇は二日目の八幡宮境内における軍隊儀礼御覧に続く演習終了後、八幡宮内陣で御参拝。翌日は鎌倉宮に行幸になり同じく御参拝になっている。大塔宮護良親王を祀る鎌倉宮は、戊辰戦争の最中の明治二年二月に創建され、当初より天皇の行幸があるのを予定し、社殿に合わせて行在所が建設されている(『明治天皇紀 第三』宮内庁編、吉川弘文館、昭和四十四年。五三頁)。この八幡宮御親拝の例は、形式的には翌七年一月東京招魂社における御親拝と軍隊の参拜式天覧の先例になったのではないか。

(12) 『慰霊と招魂 靖國の思想』(村上重良著 岩波新書 昭和四十九年) 九三頁

(13) 明治七年八月十八日太政官達第一〇八号で、「戊辰己巳ノ際一時 朝旨を誤り 王師ニ抵抗セシ(中略) 各地ニ戦歿ノ者」は、元來戦死して罪に問われておらず祭祀等の儀は構わない、という布達が出された(『太政官日誌』第七卷 石井良助編、東京堂出版、昭和五十六年、一八一頁)。これにより、東京上野に戊辰戦争直後に建てられその後埋没された彰義隊墓碑が、八年五月に再建された。同時期に箱館では碧血碑が建立され、同八年九月に法要について神事が行われている。

(14) これよりさき、幕末の慶応二年十一月二十五日芝・増上寺において、幕府が第二次長州征討における幕府軍の戦死者法要を行っている。すでに十四代將軍徳川家茂は大坂城で病死し、いまだ十五代徳川慶喜は就職していないので、祭主となるべき征夷大將軍不在のまま幕府陸・海軍奉行が執行し、江戸在府の各藩徴兵一万人が参列した(『近世庶民生活史料 藤岡屋日記 第十四卷』鈴

- 木葉三・小池章太郎編、三一書房、平成七年、三一六頁)。近代における戦死者の国家的追悼行事の嚆矢と云うべき法要である。この法要及びその後の増上寺子院・安運社における幕府軍戦死者合同墓碑建立と明治維新後の東京招魂社創建とは、政治的には相反する立場に見えるが、これを連続のものと見て近代日本の戦死者慰霊がどのように始まったかを検討するのは意義がある。
- (15) この時は宮中喪に關係したと考えられるが、のち昭和十五年四月二十五日の行幸は、竹田宮妃昌子内親王(明治天皇第六皇女)が薨去されて宮中喪第二期中にあり、昭和天皇は皇室喪令により御自身の除喪を発令しての行幸だった。(『昭和天皇実録』昭和十五年四月二十五日条)
- (16) 拙稿「陸海軍復員関係機関の資料にみる靖國神社戦後の概観」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第一四号、令和二年) 参照
- (17) 昭和二十年十二月十一日(神道指令発出四日前)、帝国議会衆議院予算委員会において、石坂繁委員は「戦死者自體ニ対シマシテ、靖國神社ニ合祀スルト云フコトガアルカナイカト云フヤウナコトナデアリマス」と質問し、幣原喜重郎総理大臣兼第一復員大臣兼第二復員大臣は、「論功行賞ノ問題デゴザイマスガ、今マデノ通りヤツテユク積リデ居リマス」と答弁している。(前掲『新編靖國神社問題資料集』一一〇頁)
- (18) 『社報やすくに』昭和二十八年一月号から十月号までに、この間の説明が載っている。
- (19) 前掲『新編靖國神社問題史料集』二〇四頁
- (20) 前掲『新編靖國神社問題史料集』三九六頁
- (21) 初めての無宗教式の戦死者追悼式というものの、元來軍隊には宗教によらない追悼礼式がある。しかしこれは軍隊における「敬礼」の範疇にあり霊の降臨、供物の供奠、追悼詞などの規程はない。
- (22) 社報『やすくに』昭和二十七年十一月十五日発行
- (23) 『引揚げと援護の歩み』(厚生省援護局編、ぎょうせい、昭和五三年)巻末の年表に、昭和四十年、五十年の八月十五日の項にはいづれも「終戦三十周年」「終戦四十周年」と記載するが、同三十年の項には特段の記載がない。
- (24) 戦後停止されていた生存者叙勲が再開するのはこの昭和三十八年で、戦死者叙位叙勲は三十九年に始まる。オリンピック開催により日本が真に国際社会に復帰すると意識された当時、叙勲制度の復活も時期を同じくしたものであろうか。終戦記念日における政府主催の戦死者追悼式がこの年に始まるのもその関係性が伺われる。

(25) この質問が行われたわけは、すでにその前年に廢案となった「靖國神社国家護持法案」についての歴年の議論が関わっているであろうが、この年（昭和五十年）五月の英国女王の訪日における伊勢の神宮「見学」に端を発すると考えられる。直接的にはこの年八月十五日（終戦の日）に初めて靖國神社を参拝した三木武夫首相の「私人参拝の四原則」発言が惹起したであろうことは疑いない。（平成十七年十月三十一日産経新聞朝刊「一筆多論」欄に、石川水穂論説委員が「A級戦犯に関する臆説」として述べている）

(26) 前掲『新編靖國神社問題史料集』六二四頁

(27) 『昭和天皇実録 第十八』（宮内庁編、東京書籍、平成三十年）。昭和六十三年四月二十八日条の記事は、この日に昭和天皇が富田宮内庁長官に述懐されたというお言葉を記載したメモの存在を日本経済新聞（平成十八年七月二十日）が報じたことに起因し、出典名を「富田メモ」としている。平成十八年七月に故富田朝彦元宮内庁長官の在職中の日記、メモを遺族が公開したなかに、昭和殉難者（A級被告）合祀に関する昭和天皇の御発言が記されており、世上、これが靖國神社参拝の途絶えている原因であるとする言説の裏付けと捉えられている。しかし、故徳川義寛侍従長の聞き書き『侍従長の遺言』（朝日新聞社、平成九年）の編者岩井克己は同書の解説に、「天皇の靖國神社行幸が中断したのは、昭和五十三年十月に昭和殉難者（A級被告）十四名の霊靈奉安（合祀）があったことより以前だとする宮内庁幹部の証言がある」と記している。

(28) これより十年遡る明治四十二年三月に就任したばかりの賀茂百樹宮司は、来る六月二十九日の創立四十年記念日に記念祭執行を初めて企画し、尚十年毎に中祭式で鎮座式年祭を慣行することを陸軍大臣に上申した。この前年九月に施行されたばかりの皇室祭祀令第十条の式年規定を援用し、靖國神社祭神ゆかりの四十年式年に相当するという観念を抱いて上申したらしい。しかし、この時は「満五十年ニ至り記念祭施行ノ考」という大臣官房からの指令（回答）を受けた。これを踏まえて大正八年に日を選び、靖國神社鎮座五十年記念祭挙行に至った。（前掲『靖國神社百年史 資料篇上』一一六頁）

前例なき記念祭に際しての行幸（皇太子行啓もあり）について、のちに賀茂宮司は次のように述懐している。

五月二日靖國神社鎮座五十年記念大祭に 天皇陛下御参拝あらせらる。宮内省にては未だかゝる先例なきことなり。いと恐き御事なり。三日直會祭の夜海軍省小林大佐（※大臣官房高級副官）、陸軍省松木大佐等（※同）予の胴上げせらる。今回の成功を歎ぶなり（『中今亭雑歌』賀茂百樹著 昭和一四年 一七五頁）

(29) 神武天皇崩御二千五百年にあたる大正五年の橿原神宮行幸は、神宮の鎮座式年に際してというものではない。

(30) 明治四十二年の鎮座四十年に際して当時の賀茂百樹宮司が「鎮座記念祭」について縷々考察したのは、明治時代後期に登極令、皇室祭祀令あるいは後年の「官国幣社以下神社祭祀令」などが新たに制定されてゆく過程を知悉する立場において、独自に主張するものが多々あったと思われる。この賀茂百樹宮司の思想が、大正八年の鎮座五十年記念祭齋行、さらに行幸の奏請に至ったとすれば、これが前例となるにつき、別に詳しく検証すべきものと考ええる。

(31) 令和二年十月二十八日、明治神宮鎮座百年祭に際し、天皇・皇后両陛下、上皇・上皇后両陛下の行幸啓があり、引き続き秋篠宮・同妃両殿下の御参拝があった。このことは靖國神社行幸を考察する本稿に関わって論ずることは差し控えたい。

(32) 靖國神社の創建当初の本殿建築、境内造成に関する諸記録は、軍務官、兵部省、陸軍省に保管されたはずだが、明治五年二月兵部省添郎を火元とする銀座大火やそれ以降の火災に遭った為か公文記録が現存していない。本殿竣工より後年に新たに「上段」を増設したというような記録も見えず、現状が竣工時の姿のままであろう。

(33) 前掲「靖國神社誌」一一一頁。

(34) 令和元年八月十三日、共同通信が「宮内庁、靖國の陛下参拝要請断る」という見出しで左の記事を配信した。

靖國神社が昨秋、当時の天皇陛下（現上皇さま）に2019年の神社創立150年に合わせた参拝を求める極めて異例の「行幸請願」を宮内庁に行い、断られていたことが13日、靖國神社や宮内庁への取材で分かった。靖國側は再要請しない方針で、天皇が参拝した創立50年、100年に続く節目での参拝は行われず、不参拝がさらに続く見通しだ。

天皇の参拝は創立から50年ごとの節目以外でも行われていたが、1975年の昭和天皇が最後。78年のA級戦犯合祀が「不参拝」の契機となったことが側近のメモなどで明らかになっている。

これに対し、同月二十六日時事通信は、

宮内庁の西村泰彦次長は26日の定例記者会見で、靖國神社が昨春秋、当時天皇だった上皇さまの参拝を宮内庁に要請したが断られたとの一部報道について、「そもそも宮内庁として願い出を受けた事実はなく、それをお断りしたという事実もない」と否定した。

と配信した。靖國神社もこのことについて報道機関から取材を受けたことはないとのことである。

(35) 宮内庁ホームページ <https://www.kunakicho.go.jp/page/kaiken/show/25> 令和二年十月三十日閲覧。